

事 務 連 絡

令和2年3月5日

各都 道 府 県 保 育 担 当 部 (局) 御中
各指 定 都 市 ・ 中 核 市 保 育 担 当 部 (局)

厚 生 労 働 省 子 ど も 家 庭 局 保 育 課

保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について
(令和2年3月5日現在)

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての保育所等の対応について（令和2年2月27日厚生労働省子ども家庭局保育課ほか連名事務連絡）」等に基づき対応いただいているところです。今般、問い合わせの多かった質問について Q&A にとりまとめました。

管下の保育所等に対して周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたします。

○本件についての問合せ先

(保育所、地域型保育事業所について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4853, 4854)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関する Q&A

（保育所の開園関係）

問 1 学校は一斉休校するのに、なぜ保育所等はしないのか。

- 保育所等については、保護者が働いており、家に 1 人でいることができない年齢の子どもが利用するものであることや、春休みがないなど学校とは異なるものであることから、原則として引き続き開所いただくこととしております。

ただし、保育所等においても、感染の予防に最大限配慮することが必要であり、①保育所等の園児や職員が罹患した場合や、地域で感染が拡大している場合には、市区町村の判断の下、臨時休園が行われうるとともに、②開園する場合にも、手洗いなどの感染拡大防止の措置を講じたり、卒園式の規模を縮小・短縮して行ったりするなど、感染の予防に努めるよう通知しているところです。

問 2 保育所において感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか。

- 都道府県の保健衛生部局等と連携の上、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、休園の判断を行ってください。休園に関する措置については「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和 2 年 2 月 25 日付事務連絡）」で示しているところです。

- 他の保護者への周知については、個人情報に十分配慮した上で、
 - ・ 現時点での休園予定期間
 - ・ 休園中の健康観察とその連絡（症状が出たら保健所とともに保育所等にも必ず連絡するよう依頼）
 - ・ 代替保育の紹介
 - ・ 保育料や給食費等の取扱い
 - ・ 今後の連絡先や相談窓口などについて情報提供及び要請を行ってください。
- 感染症対策としての消毒については、保健所の指示に従う、施設の消毒を行ってください。

- 感染した子ども等に対して、偏見が生じないよう、人権に配慮した対応が必要です。また、休園に際し子どもや保護者に過度の不安を生じさせないために、新型コロナウイルスについて正しい認識や感染症対策を含めた理解を深められるよう情報提供を行ってください。

問3 子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。

- 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は登園を避けるよう要請することとしています。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を目安としております。

(保育士が不足した場合の対応)

問4 小学校の休校により、その保護者である保育士等が休まざるをえない状況になった場合に、どのような対応が考えられるか。

- 新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合は、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて(令和2年2月25日付事務連絡)」に基づき、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で、人員基準を柔軟に取扱いいただくよう、お願いをしているところです。
- ただし、人員基準を長期間にわたり満たさないということは、働いている保育士等の負担が増えることや、保育の質に問題が生じることも考えられるため、例えば、休んでいる保育士等が、放課後児童クラブや、その他のサービスを受けることが出来ないか調整したり(※)、同一の法人や他の法人から一時的な補充を行う等、可能な限りの取組を御願いたします。
- その上で、小学校の休校のため保育士等が不足し、やむを得ない場合に、市区町村と相談の上、例えば小学生の子の休校のために仕事を休んで家にいる保護者に、園児の登園を控えるようお願いすることは考えられます。この場合にも、保育所等は保育が必要な乳幼児に対して保育を提供するという重要な役割を担っていることに鑑み、保育が必要な者に保育が提供されないということがないよう、市区町村において十分ご検討いただきたいと考えています。

(※)「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健全育成事業の優先利用に関する留意事項について(令和2年3月4日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知)」において、放課後児童クラブにおいて利用ニーズが高まる場合には、特に優先利用の対象として、保護者が保育士の場合などが挙げられているところです。

(衛生管理について)

問5 新型コロナウイルス感染症を予防のために注意すべきことはあるか。

○ まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください(適切な手洗いの手順等については『保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)』のP14等をご参照ください。)。また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールの他、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です。

定期的な換気も併せて行ってください。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。

なお、保育現場においてマスク等が必要というご意見も伺っており、マスク等の需給の状況も踏まえながら、在庫の不足する保育施設等に対して、マスク等を供給するスキームについて検討を進めているところです。

『保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)』

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

(登園を避けるよう要請する目安)

問6 発熱の目安が37.5℃とされているが、低年齢児の場合すぐに超えてしまう場合もある。必ず遵守しなければいけない基準か。

○ 「『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安』を踏まえた対応について(令和2年2月17日付事務連絡)」に基づき、登園を避けるよう要

請する場合の発熱の目安を 37.5℃としているところです。ただし、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められます。また、今般の新型コロナウイルスを発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。平熱が高い子どもの個々の取り扱いについては、主治医や嘱託医と相談するとともに、判断に迷う場合は市区町村や保健所とも相談の上対応してください。

問 7 発熱や呼吸器症状が有る場合は登園を避けてもらうよう要請となっているが、ぜん息など、新型コロナウイルス感染症以外の疾患からくる症状で、感染性のものではないと医師から診断が出ている場合の取り扱いはどのようにすべきか。

○ 新型コロナウイルスの感染拡大の防止の観点から、発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は登園・出勤の回避を要請していただくよう、「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月25日）」でお伝えしたところです。ただし、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。なお、症状等で心配がある場合には、主治医や嘱託医と相談するとともに、市区町村や保健所とも相談の上対応してください。

（その他）

問 8 臨時休業の際に、どうしても保育が必要となる子どもの保育について、保育士による訪問の検討が挙げられていますが、こうした措置を取る際の留意点はどんなことが考えられるか。

○ 保育士の方は、子どもの居宅という環境での保育には必ずしも慣れていないことを踏まえ、保育時間や食事の提供、利用可能な場所や物品等についての確認、緊急時の対応等について留意してください。

いずれにしても、保育士の訪問による保育を行う際には、市区町村が当該保育所等と連携の上で、子どもの安全と家庭のプライバシーに十分配慮するとともに、保育士の方が安心して保育に当たることができるよう取り決め事項等の整備を行った上で実施することが重要です。